

下 幼 第 9 9 0 号
令和2年（2020年）5月 8日

保護者の皆様へ

下関市こども未来部幼児保育課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う登園自粛要請
について

令和2年5月1日付け下幼第945号で保育所等の登園自粛要請期間の延長についてお知らせしているところですが、5月4日（月）の緊急事態宣言では、5月31日（日）まで期間が延長となる一方で、学校等の扱いについては、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開していくこととなりました。

本市においては、約1か月、新たな感染者の発生は無く、市内で感染が拡大しているとは言えないこと、及び市立小・中学校が5月14日（木）から再開される方針であることから、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

保護者の皆様には、登園自粛要請の期間が延び、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いします。

記

- 1 登園自粛要請期間の延長
令和2年5月13日（水）まで
- 2 通常保育
令和2年5月14日（木）から
- 3 その他
 - (1) 登園自粛要請期間は、令和2年4月22日（水）から5月13日（水）までとなりますが、この間の保育料及び給食費については、令和2年4月21日付け下幼第838号のとおり扱います。
 - (2) 今後の状況によっては、通常保育の開始を変更し、登園自粛要請期間の延長を行います。

以上

下関市こども未来部幼児保育課 電 話：231-1722 F A X：231-1995
--